第2章: 旗国海事当局一覧

注: このリストは完全ではない。

国 名	ウェイブサイト
アンティグア・バーブーダ	http://www.antiguamarine.com/
オーストラリア	http://www.amsa.gov.au/
バハマ	http://www.bahamasmaritime.com/
バルバドス	http://www.barbadosmaritime.com/index2.html
ベルギー	http://www.mobilit.fgov.be/fr/index.htm
バミューダ	www.bermudashipping.bm
カナダ	http://www.tc.gc.ca/marine/menu.htm
ケイマン諸島	www.cishipping.com
中 国	http://en.msa.gov.cn/msa/features/root/01/0104/1224132030220
キプロス	http://www.shipping.gov.cy/
デンマーク	http://www.dma.dk/Sider/Home.aspx
フィンランド	http://portal.fma.fi/sivu/www/fma_fi_en/
フランス	http://www.mer.gouv.fr/rubrique.php3?id_rubrique=2516
ドイツ	http://www.bsh.de/en/Maritime_shipping/Commercial_shipping/Internatio
	nal_Shipping_Register_(ISR)/index.jsp
ジブラルタル	http://www.gibmaritime.com/
ギリシャ	http://www.hrs.gr/
ホンコン (中国)	http://www.mardep.gov.hk/en/pub_services/home.html
インド	http://shipping.gov.in/
アイルランド	http://www.transport.ie/maritime/overview.aspx
マン島	http://www.gov.im/dti/shipregistry/
イタリア	http://www.mit.gov.it/mit/site.php?p=cm&o=vd&f=cl&id_cat_org=34&id =218
日本	http://www.mlit.go.jp/index_e.html
韓国	http://www.krs.co.kr/eng/index.html
リベリア	http://www.liscr.com/liscr/
マレイシア	http://www.marine.gov.my/indexBI.htm
マルタ	http://www.mma.gov.mt/maritime-malta
マーシャル諸島	http://www.register-iri.com/
オランダ	http://vervoer.ivw.nl/en/water/koopvaardij/registration/
ニュージーランド	http://www.maritimenz.govt.nz/default.asp
ノルウェー	http://www.nis-nor.no/
パナマ	http://www.segumar.com/
フィリピン	http://www.prc.gov.ph/portal.asp?pid=21
ポーランド	http://www.prs.pl/
ロシア	http://www.rs-head.spb.ru/en/index.php
シンガポール	http://www.mpa.gov.sg/sites/utility_navigation/Contact_info.page
南アフリカ	http://www.samsa.org.za

S-66 Edition 1.0.0 日本語版

2010年3月

セントクリストファー・ネイビス	http://www.stkittsnevisregistry.net/
セントヴィンセント・グレナディン	http://www.svg-marad.com/home.asp
スウェーデン	http://www.sjofartsverket.se/default603.aspx
タイ	http://vigportal.mot.go.th/portal/site/PortalMOTEN/menuitem.80f2d481c1
	bccaad4217ba02506001ca/
イギリス	http://www.mcga.gov.uk
アメリカ	http://www.marad.dot.gov/
バヌアツ	http://vanuatuships.com/content/view/107/43/
ベトナム	http://www.vr.org.vn/VRE/homeNE.aspx

2009年11月19日現在

* * *

第3章: ECDIS トレーニング

ECDIS トレーニングに必要な文書

ECDIS の知識と技術的能力及びその適切な使用法をチェックするため、欧州連合(EU)では "電子海図に関する PSC 用ガイドライン (パリ MOU)"を定めている。 このガイドラインは、ENC 及び RCDS の双方について、次のとおり究明しようとしている。

「船長及び甲板当直士官は、一般的かつ特定の型式の ECDIS について訓練を実施したことを示す 適切な文書を提示することが可能か?」

トレーニングの目的

ECDIS トレーニングの全体的な目的は、航海の安全を強化するためである。 一般的には次の事項を含む。

- ECDIS 機器の安全な操作・運用
 - ルート・プランニング及びルート・モニタリングの航海用各種機能の使用法。
 - 機能不全に陥った場合の適切な処置。
- ECDIS 関連情報の適切な使用法
 - 関連情報の選別、表示及び解釈
 - データ取り扱いの不明確性("測地系"など)
 - 警報及び指示事項の判定
- ECDIS 関係制約事項の認識
 - 表示されたデータの誤りとその解釈
 - 実際的•潜在的制約事項
 - ECDIS に対する過剰依存
- 一般電子海図に関する法的側面及び責任事項に関する知識
 - ECDIS と ECS 及び公式データと非公式データの地位や状態の認識
 - RCDS モードにおける制約事項

これらの目標を達成するため、航海者は ENC データに関わる基本的原則についての全面的な知識、機能、ECDIS における ENC データの適切な表示並びに各種航海用センサーとの併用やそれぞれの制約事項について習得・理解しなければならない。 例えば、航海者は ENC データのオブジェクト属性構造と対象物スペースの関係や、"SCAMIN"、"オーバー・スケール"、"更新記録"、"各種安全値"及び "海図利用法" などの情報や事象について習熟しなければならない。

ECDIS のトレーニングには、理論的側面(ECDIS データ及びその表現方法)並びにその適切な使用法 (機能及び制約事項)について必要な詳細事項を盛り込まなければならない。 またこのトレーニングの内容には、安全に関する側面的事項や型式特有の"ボタン操作方法"又は基礎的な運用方法以上のことについても対象とすること。 ECDISトレーニングは、一般総合的及び型式特定機器の双方について行われるべきこと。

理想的には、航海上のあらゆる問題点を幅広く処理するために必要な各種機能や諸手続きのすべての範囲を網羅すること。また、典型的な航海状況下と複数の海域における完全なルート・プランニングや目視及び自動ルート・モニタリングについても網羅すること。 ECDIS ユーザーに対し実際の操作・運用を習熟させるため、意思決定や警報取扱い、リアルタイムで複合的な ECDIS シミュレータ訓練を実施すべきである。

IMO モデル・トレーニング・コース — ECDIS の実際の運用

船員の訓練及び当直の基準 (STW) に関する IMO 委員会では、IMO の標準的な「ECDIS の実際の運用に関するモデル・トレーニング・コース」(Model Course 1.27) を承認した。このモデル・コースの本来の目的は、ECDIS の能力・特性や制約事項について、徹底的に理解するとともに正しい評価を行えるよう、ECDIS の適切な使用法や操作方法を確保するためである。この IMO モデル・コースは主として次の 4 部で構成されている。

■ Part A: コース全体の枠組み

■ Part B: コース概要及び時間表

■ Part C: 詳細な指導要目

■ Part D: 講師・指導者用マニュアル

また、シナリオや "解釈上の間違い" の新事実や展開について提案事項や事例を扱う付録も用意されている。

ECDISトレーニングについて提案されている内容(研修・訓練要綱)は、下の表に示すとおりである。この研修・訓練要綱は、船上における航海実務の分析に基づくもので、実際の運用及び管理レベル(例えば、STCW条約)に関する学習・習得目標を含むものである。 習得目標の細目や対象分野に関する詳しい指針を提供することに加え、このモデル・コースには、トレーニング・コースが実施でき修了証書を授与できるような設備や教職員に対する要求事項、入学基準、教育計画、教材、船舶運航シミュレータ訓練についての勧告事項も含まれている。

- 法制面及び要求事項
- 電子海図の主な種類
- ECDIS データ
- データの表現方法
- 各種センサー
- 基本的な各種航海機能
- ルート・プランニングのための特定機能
- ルート・モニタリングのための特定機能
- データの更新
- 付加的航海機能及び表示
- 表示されたデータのエラー
- 解釈上の間違い
- 現状に関する情報、各種警報及びアラーム
- 航海記録・文書化
- システム完全性のモニタリング

- ECDIS のバックアップ
- ECDIS に対する依存過剰の危険性

IMO モデル・コース 1.27 "電子海図表示情報システム (ECDIS) の運用方法" とその付属書及び添付物は、訓練対象者が ECDIS 訓練証明書を受け取るまでに習得しなければならない最低の必要事項と見なされている。 これらの訓練必要事項は、安全に関するすべての事項やシステム全体の知識を対象とするものである。 各国政府は、航海当直に従事する各航海士官は、当該訓練コースの目的に従い、訓練を受け認定されることを確保するよう強く求められている。

ECDIS に関する教育の認定

認定書には、次の事項を記録・明記しなければならない。

- 認定候補者は、IMO モデル・コース 1.27 "電子海図表示情報システム (ECDIS) の運用方法"に基づき、ECDIS の運用方法に関する訓練コースを修了したものであること。
- 当該訓練コースは、IMO STCW-95「船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約 (STCW 条約)」の要件を満たすものであること。

修了証書は、政府関係当局又は政府が承認した関係機関により発行されること。

* * *